

大規模小売店舗立地法に基づく新設届
「(仮称) イオンモール仙台雨宮」概要

1	大規模小売店舗の名称、所在地	(仮称) イオンモール仙台雨宮	仙台市青葉区堤通雨宮町 10 番 3 の一部
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名(名称)、代表者、住所	イオンモール株式会社 代表取締役社長 大野 恵司	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
3	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名(名称)、代表者、住所	イオン東北株式会社 代表取締役社長 辻 雅信	秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番 25 号
4	大規模小売店舗の新設をする日	令和 7 年 2 月 7 日	
5	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	17,500 m ²	
6	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		
①	駐車場の収容台数	駐車場 No. 1	A 棟 461 台
		駐車場 No. 2	B 棟 760 台
		合計 1,221 台	
②	駐輪場の収容台数	駐輪場 No. 1	建物南側 290 台
		駐輪場 No. 2	建物南西側 210 台
		駐輪場 No. 3	建物北西側 100 台
		駐輪場 No. 4	建物北側 130 台
		駐輪場 No. 5	建物北東側 70 台
		合計 800 台	
③	荷さばき施設の面積	荷さばき施設 No. 1	建物西側 198 m ²
		荷さばき施設 No. 2	建物北側 37 m ²
		合計 235 m ²	
④	廃棄物保管施設の容量	廃棄物等保管施設 No. 1	建物西側 70 m ³
		合計 70 m ³	
7	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
①	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	イオン東北株式会社 8:00~23:00	
②	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場 No. 1	A 棟 7:30~22:00
		駐車場 No. 2	B 棟 7:30~23:30

③	駐車場の自動車の出入口の数	3箇所	駐車場西側、駐車場北東側	
④	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 No.1	建物西側	6:00~22:00
		荷さばき施設 No.2	建物北側	6:00~22:00
8	届出年月日	令和6年6月6日		

住民説明会の実施状況及び質疑事項等

大規模小売店舗の名称	(仮称) イオンモール仙台雨宮
説明会の日時・出席人数	<p>【届出前（要綱）】</p> <p>①令和5年12月1日（金）18：00～ 172名</p> <p>【届出後（法定）】</p> <p>①令和6年7月2日（火）14：30～ 70名</p> <p>②令和6年7月2日（火）18：00～ 41名</p>
説明会の会場	<p>【届出前（要綱）】</p> <p>フォレスト仙台 （仙台市青葉区柏木1-2-45）</p> <p>【届出後（法定）】</p> <p>フォレスト仙台 （仙台市青葉区柏木1-2-45）</p>

質疑の内容及びそれに対する回答

【届出前（要綱）】

①令和5年12月1日（金）18：00～

	意見	応答概要
1	駐車場及び店舗の建物の高さ と日照や景観関係について伺い たい。	仙台市の中高層条例に基づく、高さや日の 当たり方、時間等について基準に反しない計 画とし、景観についても地域の景観を阻害す るような計画は考えていない。ご意見を含め 配慮しながら計画を進める。
2	動線について、施設の出入口が 2箇所あるがどのように入って いくのか。	北六番丁通り側の出入口は、ロータリーを 介して立体駐車場へ入っていく動線を考えて いる。東側の愛宕上杉通りの出入口は愛宕上 杉通りに設ける左折レーンを経由して敷地内 に入る計画である。
3	信号はつくのか。また、出入口 は北六番丁通り側だけでいいの ではないか。	北六番丁通り側には信号はつくが、愛宕上 杉通り側には信号はつかない予定。愛宕上杉 通りの出入口を無くした場合、1箇所で処理 することになり、周辺の外記丁通りなど生活 道路へも負荷がかかってしまうと考えている ため2箇所を計画。
4	イオンモールの車両が、外記丁 通りに入ってきてしまうと相当 な混雑が起きると思われる。	北六番丁通りへ出る交差点では、右折、左 折のみの計画であり、直進で外記丁通りへは 行けない交通規制になっている。施設へ入る 車についても、外記丁通りから直進でロータ リーへ行けない計画となっている。
5	近くにも商業施設ができて交	本計画の駐輪場は900台である。慢性的に

	<p>通量が増えているが自転車が多 かった。お客さんの誘導につい ても外記丁通りに入らないよう に考えていただきたい。</p>	<p>歩行等への影響があれば対策を講じて参 るが、駐輪台数は十分確保できていると考える。</p>
6	<p>台原交差点から北六番丁、北五 番丁の交差点まで渋滞が起こっ ており、それに拍車がかかるこ とを懸念。左折車線はもう少し長 くしても良いのではないかと思 う。</p>	<p>交通渋滞については認識しており、極力交 通量を減らすため、公共交通機関の利用をホ ームページやチラシ等で促す対応を検討。左 折レーンの長さについては施設内で約 100m の滞留スペースを設けており、左折レーンと 合わせて捌ける計画となっている。</p>
7	<p>交通量調査結果において幹線 通りだけを検討されているが、堤 通内は渋滞している。6時から9 時の時間帯は一方通行が反転す るが考慮しているのか。また、5 時半から9時半くらいまで逆走 する車両の対策は考えているの か。</p>	<p>交通計画を立てる際に、通学路や広くない 生活道路へは案内しないように計画してい く。堤通は、時間帯で方向が変わる道路であ り、事故を誘発してしまうため案内しないよ うに計画している。</p>
8	<p>イオンモールのロゴが書かれ た赤い看板を設置するのは周辺 の景観を損なうためやめてほ しい。</p>	<p>本事業では赤い看板を計画しておらず、壁面 にロゴを付ける計画である。</p>

【届出後（法定）】

①令和6年7月2日（火）14：30～

	意見	応答概要
1	<p>パーキングのシステムについ て、内容は具体的に決まってい るのか。また、駐車場のみの利用が 発生するのが心配である。</p>	<p>駐車場の完全無料開放は考えておらず、車 番認証システムや発券機のゲート管理等を考 えている。料金等については現在検討中であ り内容が固まり次第、示していく。</p>
2	<p>本事業地周辺は子供たちが通 学路として多く利用しており、開 業時間が8時となると通学時間 と開店時間が重複しているが、現 在想定対策等について具体的 に教えていただきたい。</p>	<p>営業時間については午前8時に全ての店舗 を開店する計画は考えておらず、スーパーマ ーケットと一部の店舗のみ午前8時に開業と し、その他の大部分が9時以降の開店を考 えている。開店時には店舗周辺に警備員等 を立て安全対策を実施することを検討してい る。</p>
3	<p>車の動線として外記丁通りは 該当しないとの説明だが、厚生病 院が開院してから外記丁通りを 北上する車両台数が増えている。 イオン開業後、外記丁通りへ進入</p>	<p>近隣住民の要望で外記丁通りを通行させ ない計画としており、外記丁通り北側の交 差点については、法規上直進ができない道 路となっているため出入りされる方がな いよう開店時等はホームページ等で注 意喚起を考えて</p>

	しようとする車両をどのように規制しようとしているのか。	いる。看板等を立てる対策も状況に応じて実施し、外記丁通りに侵入しないよう対応を検討する。
4	児童の下校時間帯についての対策はあるか。また、荷さばき車両が6時から入ってくるが対策はあるか。	下校時については、登校時と異なり時間帯が様々であるため対策が取りづらい。歩行者の安全確保のため、ホームページ等で誘導経路や駐車場の混雑状況等の案内をする対策を考えている。誘導の標識、出口のパトランプ等、ハード的な対応も検討している。
5	早朝の荷さばきについて伺いたい。	荷さばきの時間帯は、通勤・通学と極力重ならない対応や、通勤・通学等の時間帯はロータリー道路から荷さばき搬入車を取り込むような検討をする。
6	搬入可能時間が長くマンション住民として騒音が気になるが、例えば朝の搬入時間を遅らせるなどの対策は行うか。	騒音対策について、周辺マンションも含めて騒音の予測・解析をしており、いずれの場所・昼間・夜間においても大規模小売店舗立地法の基準値内に収まっている。
7	北側のマンションからイオンモール敷地内へ向かう通路について、道路に面しているが横断歩道は設置するか。	横断歩道は設置する計画を考えている。

②令和6年7月2日(火)18:00~

	意見	応答概要
1	前回の説明会で堤通の交通量調査を行う回答があったと記憶しているが実施したか。	堤通の交通量調査を追加で行うという説明は行っていないが、過去に仙台市の方で堤通の交通量調査を実施している。
2	近隣の商業施設の開業や厚生病院の開院に伴い交通量に変化しており交通量調査を行うべきと考えるが今後実施する予定はあるか。	今後実施する予定はなく、堤通については車両を通行させない計画であり、地域の皆様に理解いただけるよう案内する。交通量調査地点については大規模小売店舗立地法に基づき、仙台市および県警と協議して選定している。また、仙台市と協議した上で仙台市が実施した堤通の交通量調査結果を活用するよう指示を頂き進めている。
3	堤通を通行させないのであれば誘導員をつけるべきではないか。	誘導員については、恒久的に配置するか検討中ではありますが、開業してから1カ月程度は周辺に100人から200人態勢で警備員をつけて誘導する計画である。
4	愛宕上杉通りに面した出入口には誘導員がつくのか、バーが	注意喚起として「止まれ」表記の設置、出庫時車両が出てくる箇所にパトランプを設

	くのか伺いたい。	置。開店時期は警備員を配置するなどの安全管理に努める。
6	愛宕上杉通りを南進し北六番丁通りへ右折する交差点の右折の延伸について説明を求める。	車両台数が多くなると、右折レーンからはみ出してしまうため、本計画では右折レーンを延伸し、多くの車両が収まるよう道路改良を実施した。
7	上記の交差点において開店当初も右折を認めるのか。開店当初は渋滞が予測され迂回させるべきではないか。また、土日に警備員を配置し直進の誘導の配慮はないのか。	道路の混雑等について状況に応じて迂回動線等をホームページ等でお知らせすることで交通の緩和に努めたい。ロータリー交差点であり、直進車と右折専用の信号ができるので、直進を妨げることなく右折ができると考える。 開業後、一カ月程度は相当人数の警備員を広範囲に配置する。大渋滞を起こさないため、迂回ルートの誘導や駐車待ちの掲示等、車両の集中を緩和させるような施策を実施する。
9	夜遅くまでの営業店舗は一部の説明だが具体的な店舗を教えてください。	具体的なテナントは今後決定するため答えられないが、スーパーマーケット、サービス関係の店舗が対象になると想定している。

住民等の意見書に対する設置者の対応状況

意見	対応
<p>堤通及び交差する各道路の交通量を平日、休日 の一日を通して調査して、新たなシミュレーシ ョンに基づく交通計画を改めて行い、必要な対 応取ること。 なお、届出書の休日交通量調査においては平成 24年7月調査のものを使用しており、もはや 現状に合わない。</p>	<p>交通量調査の調査箇所を設定、及び仙台市の既存デ ータに関する使用年度については、宮城県警、仙台 市関係部局の指導に基づき計画したものです。 交通量の調査及び影響等の検討は、周辺のすべての 道路において検討するものではなく、主たる経路に 設定した道路において実施することとなっております。 堤通は生活道路の認識で、来退店の経路に設 定しておりませんので、追加で調査することは考え ておりません。 なお、交通量調査のうち、休日の一部交差点におい ては、平成24年の調査データを使用しております が、仙台市で実施した令和3年度調査の結果と比較 し大きな変化が見られなかったことから、平成24年 のデータをそのまま使用しております。また、開発 交通量については、厚生会病院様及びヨークベニマ ル様の開発交通量についても見込んでおります。</p>
<p>一方通行ということに鑑み、堤通に交差する各 交差点に常時誘導員を付けること。</p>	<p>堤通は来退店の経路に設定しておりませんので、堤 通に交差する各交差点に常時誘導員をつけること は考えておりません。 ただし、商業施設の開店直後（2週間程度）は、ご 来店のお客さまの車両が慣れずに生活道路に迷い 込むなども懸念されるため、商業施設周辺に誘導員 を配置して適切に誘導できるように対応します。ま た、ホームページなどでお客さまに来退店経路の周 知・注意喚起などを行います。</p>
<p>経緯及び結果について説明会にて再度報告す ること。</p>	<p>仙台市の指導に基づき、昨年12月、今年7月に地 元説明会を行っており、本件について追加で説明す る予定はございません。 ただし、開店に向けて地元にお知らせすべき内容な どが出てきましたら、町内会を通じてお伝えさせ ていただきます。</p>

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課 名：道路管理課
店舗名	(仮称) イオンモール仙台雨宮		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 店舗計画について、「大規模小売店舗立地法」及び「道路構造令」等に基づき、協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 周辺交通への影響 ・店舗出店に伴う、周辺交通への影響はないことを確認した。</p> <p>(2) 駐車場出入り口及び安全対策等 ・出入口3については、市道への乗入となることから、その位置・構造等について協議を行い、本市の乗入口承認基準に準じた構造となっていることを確認した。</p> <p>(3) 駐輪場の計画 ・設置台数は規定値より余裕を持った台数となっており、また、配置等についても支障ないことを確認した。</p> <p>3. 留意すべき事項 特になし</p> <p><参考図面等> 図 4-1(1) 自動車動線経路図 (35P) 図 4-1(2) 搬入車両軌跡図 (36P) 図 4-2 歩行者・自転車動線経路図 (37P)</p>		
部会の意見の有無	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：交通部会	課 名：交通政策課
店舗名	(仮称) イオンモール仙台雨宮		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 駐車場について、「大規模小売店舗立地法」、「駐車場法」及び「駐車場附置義務条例」に基づき協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>(1) 駐車場の構造等に係る指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設置駐車台数について、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項関する指針」に基づき算出し、必要台数を満足していること。 ②駐車マスは、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の基準を準用した大きさを確保されていること。 ③設置台数のうち、身障者用駐車マスを1台以上確保し、店舗入口に近い位置に確保すること。 ④駐車場の構造等について、駐車場法の基準を準用していること。 <p>(2) 安全対策に係る指導事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①駐車場の出口において、停止線の表示を行うこと。 ②駐車場入口及び出口において、車両の錯綜を防ぎ安全に通行するため、来店車両の進行方向や退店車両の行先方面を路面標示や看板等により案内すること。 ③自動車用通路1号の駐車場出口 No.1 付近に中央分離帯施設を設けること。 <p>3. 留意すべき事項 なし</p> <p><参考図面等> P35 図 4-1(1) 自動車動線経路図 P36 図 4-1(2) 搬入車両軌跡図 P42～P47 図 6-1～6-6 駐車場各階平面図 P64 図 13(1) 広告物等計画図</p>		
部会の意見の有無	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し		
意見の内容			

部会名：騒音・照明部会	課名：環境対策課
-------------	----------

店舗名	(仮称) イオンモール仙台雨宮																																																																												
検討経過及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 騒音について、騒音規制法・仙台市公害防止条例等に基づき協議を行った。</p> <p>2. 検討内容</p> <p>①騒音について</p> <p>・等価騒音レベルの予測結果</p> <p>総合的な騒音として等価騒音レベルを確認した。保全対象側の各地点において最も等価騒音レベルが大きくなった高さにおいて評価した。予測値は環境基準値を下回り、周辺の居住環境等への影響は大きくないと考えられる。</p> <p>表1 等価騒音レベル予測結果</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">用途地域</th> <th rowspan="2">予測高さ(m)</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>等価騒音レベル(dB)</th> <th>環境基準(dB)</th> <th>等価騒音レベル(dB)</th> <th>環境基準(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="4">二種住居(B類型)</td> <td>1.2(1F)/ 37.7(13F)</td> <td>50</td> <td rowspan="4">55</td> <td>39</td> <td rowspan="4">45</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.2(1F)/ 37.7(13F)</td> <td>51</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6.2(2F)/ 10.6(3F)</td> <td>51</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>33.9(9F)/ 7.7(3F)</td> <td>49</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td rowspan="2">近隣商業(C類型)</td> <td>16.7(6F)</td> <td>47</td> <td rowspan="2">60</td> <td>40</td> <td rowspan="2">50</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>25.7(9F)</td> <td>41</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td rowspan="2">二種住居(B類型)</td> <td>7.7(3F)</td> <td>35</td> <td rowspan="2">55</td> <td>28</td> <td rowspan="2">45</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>22.7(8F)</td> <td>42</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>・夜間の騒音レベルの最大値予測結果</p> <p>定常騒音は空調用室外機、冷凍冷蔵用室外機、送風機、外調機、キュービクル、変動騒音は来客車両走行音となる。市条例にもとづく規制基準40dBを用いて評価する。北側に隣接したマンション住民に配慮し、北側敷地内通路は夜間22:00以降車両走行しない運用とすることとなった。</p> <p>d・hについては保全対象側で規制基準値を満たす。cは減速走行(10km/h)により保全対象側で規制基準値未満となり、周辺の住居環境等への影響は大きくないと考えられる。</p> <p>表2 夜間に発生する騒音の予測値</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測高さ(m)</th> <th>騒音発生源</th> <th>騒音レベル(dB)</th> <th>騒音レベル[保全対象側](dB)</th> <th>減速後騒音レベル(dB)</th> <th>規制基準(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c/c'</td> <td>1.2(1F)</td> <td rowspan="3">車両走行音</td> <td><u>49</u></td> <td><u>41</u></td> <td>36</td> <td rowspan="3">40</td> </tr> <tr> <td>d/d'</td> <td>10.6(3F)</td> <td><u>44</u></td> <td>40</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>h/h'</td> <td>22.7(8F)</td> <td><u>43</u></td> <td>40</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>②照明について</p> <p>夜間照明については周辺環境に配慮された計画となっており、周辺の生活環境への影響は大きくないと思われる。</p>	予測地点	用途地域	予測高さ(m)	昼間		夜間		等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	A	二種住居(B類型)	1.2(1F)/ 37.7(13F)	50	55	39	45	B	1.2(1F)/ 37.7(13F)	51	42	C	6.2(2F)/ 10.6(3F)	51	44	D	33.9(9F)/ 7.7(3F)	49	42	E	近隣商業(C類型)	16.7(6F)	47	60	40	50	F	25.7(9F)	41	32	G	二種住居(B類型)	7.7(3F)	35	55	28	45	H	22.7(8F)	42	37	予測地点	予測高さ(m)	騒音発生源	騒音レベル(dB)	騒音レベル[保全対象側](dB)	減速後騒音レベル(dB)	規制基準(dB)	c/c'	1.2(1F)	車両走行音	<u>49</u>	<u>41</u>	36	40	d/d'	10.6(3F)	<u>44</u>	40	—	h/h'	22.7(8F)	<u>43</u>	40	—
	予測地点				用途地域	予測高さ(m)	昼間		夜間																																																																				
		等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	等価騒音レベル(dB)			環境基準(dB)																																																																						
	A	二種住居(B類型)	1.2(1F)/ 37.7(13F)	50	55	39	45																																																																						
	B		1.2(1F)/ 37.7(13F)	51		42																																																																							
	C		6.2(2F)/ 10.6(3F)	51		44																																																																							
	D		33.9(9F)/ 7.7(3F)	49		42																																																																							
	E	近隣商業(C類型)	16.7(6F)	47	60	40	50																																																																						
	F		25.7(9F)	41		32																																																																							
	G	二種住居(B類型)	7.7(3F)	35	55	28	45																																																																						
H	22.7(8F)		42	37																																																																									
予測地点	予測高さ(m)	騒音発生源	騒音レベル(dB)	騒音レベル[保全対象側](dB)	減速後騒音レベル(dB)	規制基準(dB)																																																																							
c/c'	1.2(1F)	車両走行音	<u>49</u>	<u>41</u>	36	40																																																																							
d/d'	10.6(3F)		<u>44</u>	40	—																																																																								
h/h'	22.7(8F)		<u>43</u>	40	—																																																																								

	<p>3. 留意すべき事項</p> <p>開店後も法令に基づく騒音の規制基準を遵守、周辺環境へ配慮して営業し、苦情が発生した場合は適切な対策を速やかに講じるよう、また、マンション住民や近隣住民と開店後も継続し意見交換できるような体制を整えるよう市から事業者に指導した。</p> <p><参考図面等></p> <p>① 騒音について 図 9-1～9-7 騒音予測説明図 P11～ 騒音予測結果及びその算出根拠</p> <p>② 照明について 図 11-1～11-2(3) 照度分布図</p>
<p>部会 の意 見 の有 無</p>	<p>有り ・ <input type="checkbox"/>無し</p>
<p>意見 の内 容</p>	

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：街並みづくり部会	課 名：都市景観課
店舗名	(仮称) イオンモール仙台雨宮		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 計画地は、仙台市「杜の都」景観計画における景観重点区域のうち北山・宮町界限ゾーン C-1 地区に位置しており、当該計画に定める基準について協議を行った。計画建物は、景観計画区域に係る行為の届出書の提出があり、景観計画の基準に適合した計画であることを確認している。 屋外広告物については屋外広告物条例に定める基準について協議を行った。</p> <p>2. 検討内容 建物形状は平面的に凹凸を持たせ、上層部をセットバックさせるなど圧迫感を感じさせないよう配慮し、外装材もルーバー等で変化を持たせている。また、敷地内に地域住民の憩い・交流の場となる広場や歩行者用通路、歩道上空地、緑化を形成している。 建物の色彩は店舗・駐車場とも無彩色又は低彩度を基調とすることで周辺の緑が映えるようにし、1階はアースカラー系の色調とウインドウ、緑により賑わい等を演出する計画としている。 屋外広告物については、屋外広告物条例の基準上、問題の無い計画となっている。</p> <p>3. 留意すべき事項 なし</p> <p><参考図面等> 図 7-1 (P48)、7-2 (P49)、12 (P63)、13 (P64)、14 (P77)</p>		
部会の意見の有無	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し		
意見の内容			

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

部会名：街並みづくり部会

課 名：百年の杜推進課

店舗名	(仮称) イオンモール仙台雨宮									
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	1. 検討経過 杜の都の環境をつくる条例に基づき緑化計画について協議を行い、同条例に基づく認定を行っている。									
	2. 検討内容 (1) 緑化計画面積、緑化率 <table border="1" data-bbox="397 629 1430 705"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>必要な緑化率</th> <th>緑化基準面積</th> <th>緑化計画面積 (緑化率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,140.93 m²</td> <td>13.18%</td> <td>4,367.97 m²</td> <td>4,513.32 m² (13.61%)</td> </tr> </tbody> </table>			敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)	33,140.93 m ²	13.18%	4,367.97 m ²
敷地面積	必要な緑化率	緑化基準面積	緑化計画面積 (緑化率)							
33,140.93 m ²	13.18%	4,367.97 m ²	4,513.32 m ² (13.61%)							
	(2) 緑化内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 樹木の採用にあたっては郷土種を中心とすることで、生態系への配慮を図っている。 ● 緑地は全て地表面で確保されているとともに、四季で変化を見せる落葉樹を積極的に採用することで、街並みへの配慮を図っている。 									
	3. 留意すべき事項 なし									
	<参考図面等> 添付図面 10 緑化計計画図 (P58)									
部会の意見の有無	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し									
意見の内容										

仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会各部会における検討経過及び内容

		部会名：総括部会	課 名：商業・人材支援課
店舗名	(仮称) イオンモール仙台雨宮		
検討経過 及び内容 (住民等の意見に関する検討を含む。)	<p>1. 検討経過 店舗計画全体について、「大規模小売店舗立地法」の趣旨に基づき、令和 5 年 11 月 2 日に出店計画書の提出を受け、計画の準備段階より協議を行った。 また、令和 6 年 7 月 30 日に同法第 8 条第 2 項に基づき意見書が提出されたことから、対応について協議を行った。</p> <p>2. 検討内容 届出内容について、周辺環境に対して大きな影響が及ばないように、関係部局と協議し、配慮するよう求めた。また、住民説明会でのやり取りを踏まえ、地域住民とも適切な協議・調整をするよう求めた。 意見書の内容に対しては、現時点で追加の対応を求める必要が認められなかったことから、開店後の状況を注視するよう求めた。</p> <p>3. 留意すべき事項 開店後においても周辺状況等の動向を注視し、必要に応じて関係機関との協議や追加の対策を実施すること。</p> <p><参考図面等> なし</p>		
部会の意見の有無	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し		
意見の内容			